

規制の事前評価書(要旨)

規制の名称	高齢運転者標識の表示義務の見直し	
担当部局	警察庁交通局交通企画課	
評価実施時期	平成21年2月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 高齢運転者の理解と支持の下に、高齢運転者標識制度の適切な運用を図る。</p> <p>【内容】 平成19年の道路交通法改正によって導入された、75歳以上の運転者に対する高齢運転者標識の表示の一律義務付けに関する規定は、当分の間、適用しないこととし、70歳以上75歳未満の者と同様に努力義務にとどめることとする。</p> <p>【必要性】 平成19年の道路交通法改正によって75歳以上の高齢運転者に表示が義務付けられた高齢運転者標識の制度は、平成20年6月1日から施行されたが、警察としては、施行日から1年間を制度周知のための期間として、高齢運転者標識の表示義務違反の取締りを行わないとしたところである。その後、施行から半年余りが経過したが、警察その他関係機関・団体による積極的な広報・啓発活動等の結果、平成20年9月現在の75歳以上の運転者の高齢運転者標識の表示率は75.4%にまで上昇するなど、高齢運転者の交通安全に関する意識が高まっている。 これらの状況等を踏まえると、今後も、広報啓発活動に引き続き積極的に取り組むことにより、本制度を普及定着させることが可能であると考えられることから、道路交通法を改正し、本制度の規定を当分の間、適用しないこととするとともに、70歳以上75歳未満の者と同様、努力義務にとどめることとする必要がある。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	道路交通法の一部を改正する法律(附則第22条関係)
想定される代替案	70歳以上の高齢運転者に対する高齢運転者標識の表示義務を廃止する。	
規制の費用	各要素の費用	
	(遵守費用)	発生しない。
	(行政費用)	これまでと同様、高齢運転者標識の普及定着を図るための広報啓発活動に係る負担が発生する。
(その他の社会的費用)	加齢に伴う身体機能の低下が運転に影響を及ぼしているにもかかわらず、高齢運転者標識を表示しない高齢運転者がいる場合には、これらの者の安全確保を十分に図ることができなくなる。	
	代替案の場合	
		発生しない。
		高齢運転者標識制度の普及定着を図るための負担はなくなる一方、廃止に伴う広報啓発活動に係る負担が一時的に発生する。
		平成9年の制度導入以降、一定程度普及定着してきた高齢運転者標識制度の廃止により、社会的な混乱を招くおそれがあるほか、表示の効果として周囲の運転者に課されていた、幅寄せや割り込みを禁止するという保護義務も廃止されることとなり、高齢運転者の安全確保を十分に図ることができなくなる。
規制の便益	各要素の便益	
		高齢運転者標識の表示義務が努力義務にとどまることにより、75歳以上の高齢運転者に対する罰則の適用がなくなる。
	代替案の場合	
		努力義務も含む表示義務が廃止されることにより、70歳以上の高齢運転者は、高齢運転者標識の表示を義務付けられる負担が生じなくなる。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	改正案では、これまで同様、広報啓発活動に係る費用は生じるものの、身体機能の低下が顕著でない高齢運転者の負担を軽減した上で、身体機能の低下が運転に影響を及ぼしている高齢運転者に対して必要な保護を与え、これらの者の安全確保を図ることができる。一方、代替案では、高齢運転者の負担はなくなるものの、制度の廃止に伴う広報啓発活動に係る費用にとどまらず、一定程度普及定着してきた制度の廃止による社会的な混乱や交通安全の確保の低下等の多大な社会的費用が生じる。したがって、改正案を選択することが妥当であると評価できる。	
有識者の見解その他関連事項	平成20年9月から12月にかけて「高齢運転者の支援に関する検討会」(座長:鈴木春男 自由学園最高学部長)において幅広く検討が行われ、「高齢運転者の支援策について」が取りまとめられたところ、その中では、高齢運転者標識の表示義務の見直しについて言及されている。	
レビューを行う時期又は条件	将来における高齢運転者標識の普及状況等に応じて必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。	
備考		